

令和元年度

第9回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和元年12月12日

湯沢市農業委員会

第9回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和元年12月12日(木)午後4時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後4時12分

閉会 午後4時41分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
2番	宮原 正明	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	13番	加藤 エリ子
4番	杳澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
8番	藤谷 清志	17番	水戸 義昭
9番	高橋 敬悦	18番	小嶋 幸吉 (会長職務代理者)
10番	高橋 伸太郎	19番	半田 好廣 (会長)

2) 欠席した委員

7番 能登 公平

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席
(午後4時12分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

班 長 佐藤 雅仁

主 幹 高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1. 会務報告

2. 報 告

- ・報告第 11 号 第4回農地対策専門委員会の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 農地改良届
 - (3) 申請許可状況
 - (4) 農地法第4条第1項第8号届出
 - (5) 公共事業等に伴う転用の届出

3. 議 案

- 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について
- 議案第41号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)
- 議案第42号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による
農用地利用配分計画の案の決定について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後4時12分 委員総数19名中ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、7番 能登 公平 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、10番 高橋 伸太郎 委員、11番 姉崎 与志弘 委員、の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告6件、議案4件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第 11 号 第 4 回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p> <p>(10 番 高橋 伸太郎 委員、挙手)</p>
議 長	<p>10 番 高橋 伸太郎 委員。</p> <p>(第 4 回農地対策専門委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第 11 号 第 4 回専門委員会の報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は 14 件、面積 21,571 m²であります。解約理由は、整理番号 54 号、55 号、61 号は第三者に利用権設定するため、整理番号 56 号は第三者に所有権移転するため、整理番号 57 号から 60 号は小作人死亡のため、整理番号 62 号と 64 号から 67 号までは借人の都合によるため、整理番号 63 号は耕作不便のためとなっております。</p> <p>次に 3 ページをご覧ください。2 農地改良届が 1 件であります。場所</p>

	<p>は下関字蟹沢 100、地目は樹園地、面積 1,388 m²で、1 m 盛土して土地を平らにし、セリを作付けするとなっております。</p> <p>次に、3 申請許可状況であります。先月の転用案件は 5 条所有権移転が 1 件、申請地が都市計画用途指定区域であり秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要が無かったことから、11 月 15 日付けで許可しております。</p> <p>次に、4 農地法第 4 条第 1 項第 8 号届出であります。場所は高松字沼ノ沢 186、187、191-1、地目は田、面積 743 m²の内 187 m²であります。届出の事由は耕作地への進入路を作るためとなっております。</p> <p>次に、5 公共事業等に伴う転用の届出であります。場所は杉沢新所字沢田 92-1、地目は畑、面積 148 m²の内 4 m²であります。届出の事由は携帯電話網のエリア確保のため、アンテナを設置するとなっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和元年 12 月 12 日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書 6 ページの所有権移転申請番号 30 号は 3 番 高橋 郁</p>

夫 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは所有権移転申請番号30号を審議しますので、3番高橋 郁夫 委員の退席をお願い致します。

(3番 高橋 郁夫 委員、退席) (午後4時24分)

議長 事務局より説明をお願い致します。

(佐藤班長、挙手)

議長 佐藤班長。

(農地法第3条の規定による許可申請所有権移転申請番号30号について、朗読説明)

佐藤班長 議案書6ページをご覧ください。所有権移転申請番号30号は、地目が田、面積981㎡であります。申請事由は所有地の交換であり、農地と農地以外の土地を交換することから、農地部分の申請1件となっております。説明は以上です。

議長 質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長 それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。所有権移転整理番号30号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。

(3番 高橋 郁夫 委員、着席) (午後4時26分)

議 長	<p>次に、議案第 39 議事参与制限以外の案件について事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 39 号議事参与制限以外の案件について、朗読説明)</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。賃貸借権設定は 2 件、面積 14,089 m² であります。申請事由は経営拡張、賃料は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書 6 ページと 7 ページをご覧ください。議事参与制限以外の所有権移転は 5 件、面積 5,737 m² であります。申請事由は申請番号第 26 号と 31 号は贈与、申請番号第 26 号から 29 号は経営拡張であり、売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 39 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 40 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p>

<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 40 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 40 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和元年 12 月 12 日提出。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ここで、議案書 9 ページの利用権設定整理番号 361 号と 362 号は 1 番 麻生 良子 委員、議案書 9 ページから 12 ページの利用権設定整理番号 363 号から 374 号は 9 番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号 361 号と 362 号を審議しますので、1 番 麻生 良子 委員の退席をお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>(1 番 麻生 良子 委員、退席) (午後 4 時 30 分)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>(佐藤班長、挙手) 佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号 361 号と 362 号について、朗読説明)</p> <p>利用権設定整理番号 361 号と 362 号は、地目が田、面積 16,927 m²、賃貸借権の再設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。利用権設定整理番号 361 号と 362 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(1 番 麻生 良子 委員、着席) (午後 4 時 31 分)</p> <p>次に利用権設定整理番号 363 号から 374 号を審議しますので、9 番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(9 番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後 4 時 31 分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号 363 号から 374 号について、朗読説明)</p> <p>利用権設定整理番号 363 号から 374 号は、地目が田、面積 60,833.6 m²、畑、面積 7,918.36 m²、計 68,751.96 m²であります。賃貸借権の新規設定が 8 件、再設定が 4 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。利用権設定整理番号 363 号から 374 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(9 番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後 4 時 33 分)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第 41 議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>佐藤班長。</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 40 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書 12 ページから 24 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が 44 件、面積は 250,881.5 m²であります。新規の設定が 11 件、再設定は 33 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権設定は 2 件、面積は 536 m²であります。新規の設定が 1 件、再設定が 1 件であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第 40 号農業経営基盤強化促進法の利用権設定について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 40 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 25 ページをご覧ください。所有権移転は 1 件、面積は 506 m² あります。申請事由は経営拡張であります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第 40 号農業経営基盤強化促進法、所有権移転は計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 41 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、議案第 42 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題としますが、説明は両議案一括説明とさせていただきます、採決は別々とさせていただきます。案件を、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>議 長</p>	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 41 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、議案第 42 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 41 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和元年 12 月 12 日提出。議案第 42 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第 2 条第 1 項第 14 号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。令和元年 12 月 12 日提出。</p> <p>議案書 28 ページから 33 ページをご覧ください。利用集積計画は 19 件、面積は 167,416.8 m²となっております。貸付理由は経営縮小が 14 件、農業廃止が 3 件、再設定が 2 件となっております。次に配分計画案は 3 件、すべて経営拡張による借り受けとなっております。すべての集積計画及び配分計画の内容は、農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。使用貸借権設定以外の賃料については、総会資料記載のとおりであり、特に問題はないと思われます。県の配分計画の決定公告は令和 2 年 1 月 31 日となっております。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画と配分計画案について、何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、集積計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。 次に、配分計画案の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。配分計画案を計画のとおり決定することと致します。 これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後 4 時 41 分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和元年12月12日

議長 半田好廣 

署名委員 10番 高橋伸太郎 

署名委員 11番 姉崎子志弘 